

# 業務指示書

## バヌアツ国エスピリッツサント島 電力セクター情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月4日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

( ) 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### .3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○)以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○)業務主任者（総括）については補強を認めません。

( )業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

(○)業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( )業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力開発計画・水力発電に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パヌアツ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水土木】

- 1) 類似業務の経験：水土木に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VUV1 = 0.9728 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電力開発計画

水力土木

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
 バヌアツ国エスピリッツサント島 電力セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電力開発計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水力土木	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

バヌアツ共和国（以下、「バヌアツ」という。人口約 26 万人、総面積約 1 万 2 千 km<sup>2</sup>）は、南太平洋西部に位置し、南北約 1,200 km に広がる約 80 の島々で構成される島嶼国である。人口の 20 %がエファテ島にある首都ポートビラ市及びエスピリッツサント島のルーガンビル市に集中している。

バヌアツ国家エネルギーロードマップ（National Energy Road Map 2013-2020）（以下、「NEMR」という。）によると、バヌアツ国民へ安全で高品質、且つ安価でクリーンなエネルギーを広く提供することで、同国の成長と発展に寄与することを全体ビジョンとしている。NEMR では、エネルギーセクターのための優先課題として、エネルギーアクセス、燃料供給、安価なエネルギー、安定的で信頼できるエネルギー、気候変動を掲げており、このうち、気候変動の課題の具体的アクションとして、再生可能エネルギーの導入比率目標を 2015 年までに 40%としている。同目標は 2015 年時点で 29%と未達であるが、現在、NEMR を更新中であり、2020 年には 65%、2030 年には 100%を再生可能エネルギーとする目標を打ち出す見込みである。

我が国は、かねてより同国政府のエネルギー計画に基づき、エスピリッツサント島への電力供給のため、無償資金協力で 1994～1995 年(計 600 kW)と 2009 年(計 600 kW)にサラカタ川水力発電所の設置を支援し、同島の主力電源として安定的な電力供給に貢献してきた。しかし、同島では日中の電力ピーク時の対応等のため、依然として総供給電力の一部がディーゼル発電により賄われている。かかる状況下、バヌアツ政府は、NEMR に基づき再生可能エネルギーの一層の導入により輸入燃料への依存を軽減し、電力料金の低減を図るとともに、気候変動対策にも貢献するため、エスピリッツサント島の再生可能エネルギーによる電力供給の増強等にかかる無償資金協力の要請を我が国政府に提出した。同要請内容は、再生可能エネルギー導入、既存水力の増強、並びに、エネルギー効率改善、及びエネルギー管理システム構築等、多岐にわたるが、その後のバヌアツ政府側と JICA の協議において、バヌアツ政府側は特に水力発電設備の増強への支援を強く要望していることが確認されている。また、2015 年に行った「大洋州地域電力セクターにおけるエネルギーセクターセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査」においても、水力発電設備の有望性が指摘されている。

以上の状況を踏まえて、本調査を通じ、バヌアツ国およびエスピリッツサント島における電力事情と課題、支援ニーズを整理するとともに、特に水力発電設備への我が国協力事業の形成の妥当性を検証する必要がある。

## 2. 業務の目的

バヌアツ国エスピリッツサント島における電力セクターの現状や課題に関する基礎情報の収集、確認を行うとともに、同国の協力要請に関連し、今後の我が国支援のニーズ、妥当性、緊急性の確認、並びに水力発電事業を想定した我が国資金協力対象事業候補の形成に資する情報を整理することを目的とする。

## 3. 対象地域

バヌアツ国エスピリッツサント島（ただし、電力セクターの基礎情報収集についてはバヌアツ共和国全体とする）

## 4. 業務の範囲

本業務はバヌアツの電力セクターについて、「2.調査の目的」を達成するため、「5.調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6.調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 業務における留意事項

### (1) 本調査の位置づけ

本調査については、今後のバヌアツ国電力セクターに対する今後の資金協力の案件形成の妥当性を検討するものであり、資金協力本体事業や資金協力を前提とした協力準備調査をコミットするものではない。この点先方政府に過度な期待を抱かせないように調査の遂行を通じて留意する。

### (2) バヌアツ国における電力セクター事情

後述する6. (1) バヌアツ電力セクターの基礎情報の収集 ①バヌアツ国における電力セクター概況の情報収集について、首都ポートビラのあるエファテ島の電力供給を行っている UNELCO 社と同国政府とは、経営権について現在も係争中であることから、情報収集に際しては、JICAとも相談の上、政府機関を通じたアプローチをとすることに留意すること。

### (3) 電力需要の調査

同国の電力セクターの情報収集に関し、特にエスピリッツサント島における電力需要トレンド、将来の需要予測や日負荷状況等については、支援の緊急性、必要性、位置づけの確認に重要な要素となるため、同島の人口推移、電化計画や具体的な産業開発計画等も調査し、潜在需要も検討の上、精緻に調査を行うこと。

#### (4) 協力対象事業候補の検討、先方意向確認

当初の要請書では太陽光と蓄電池の組み合わせを主なコンポーネントとしているが、その後のバヌアツ政府と JICA の協議を通じ、水力発電設備の増設を要望する意向が確認されている。この観点から、先方の意向を再確認しつつ、水力発電を主な対象として、協力対象事業候補を検討する。

なお水力開発の検討における基礎情報として重要となる、気象、水文調査については、バヌアツ政府側の情報や他ドナーの関連案件報告書等、既存情報を中心に検討を行う。また、現地では、昨年 8 月から少雨のためにサラカタ川の水量が少ない状態が続いているとの情報もあり、これらの気象の傾向も確認すること。

#### (5) 水力発電候補サイトの比較検討

バヌアツ側とのこれまでの協議を通じ、水力発電候補サイトについては、複数の候補が先方より提示されており、本調査においても、それら複数の候補サイトを先方に再確認の上、調査対象に含めることとする。

#### (6) 再生可能エネルギーの適正な活用と化石燃料消費削減効果の把握

先方政府は電力供給における化石燃料消費への依存からの脱却を期待しているため、本調査における我が国協力対象事業案の事業効果の検討においても、再生可能エネルギーの利用を通じた燃料費削減効果について重点的に検討する。

#### (7) 環境社会配慮

我が国協力対象候補事業案を立案した上で、IEE レベルの環境社会配慮調査を実施し、事業の実現可能性の検討に資する。特に、土地収用の要否、新発電所の建設に関して河川管理上必要な配慮、水利権、新設送電線下の ROW、近接施工対策の必要性とその環境影響等について十分確認する。

#### (8) 他ドナーの活動状況、実施予定案件

バヌアツの電力セクターにおいては、世界銀行、アジア開発銀行（以下、「ADB」）、バイドナー、UN 機関等のドナーの活動が非常に活発であるため、各ドナーの活動については、バヌアツ政府からの聴取に加え、各ドナー現地事務所等からのヒアリング等からも情報を収集し、正確な情報整理を行う。

#### (9) 既存資料の活用

本調査の実施に当たっては、各種 JICA 報告書や他ドナーの調査資料等既存資料を十分活用すること。

## 6. 業務の内容

調査項目は以下のとおりである。ただし、より効果的・効率的な調査方法や調査項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

### (1) バヌアツ電力セクターの基礎情報の収集

既存情報や現地調査により、以下の各分野についての情報を収集、整理すること。

#### ① バヌアツ国における電力セクター概況

バヌアツ国における電力需給事情、電力開発計画、基本法・関連法、並びに主要な各島における電気事業体制、電力開発計画、民間事業者の参入状況、FITの導入状況等

#### ② エスピリッツサント島における電力事情

- ・一次エネルギー供給状況
- ・電力需給状況、電化率、電力損失、停電時間・頻度等
- ・電気事業者の組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制、卸売電気料金等）
- ・既存の発電設備に係る情報（運転開始年、設備容量、稼働率、導入メーカー、運営・維持管理等）
- ・電源開発計画（建設中及び計画中の発電設備（運転開始予定、設備容量、ファイナンスの確保状況等））
- ・再生可能エネルギーに係る開発計画等
- ・送変電、配電設備の現状と課題

### (2) エスピリッツサント島における電力供給の課題の分析

上記の情報収集を踏まえ、エスピリッツサント島における電力供給の課題と主な対処策、支援ニーズを検討、分析する。

### (3) 既設サラカタ水力発電所等の現状と課題の分析

既設サラカタ水力発電所の現状と課題を調査し、また、ルーガンビル市への電力供給状況と既設サラカタ発電所並びにディーゼル発電所の運用状況について確認する。また、現状の各発電コストや燃料調達に要する財政負担についての推移を確認する。

### (4) 気象、水文及び地形調査

既存資料及び先方の資料に基づき確認することとする。気象調査については、昨今の少雨傾向について収集データを分析する。

### (5) 協力対象事業候補に関する概略計画案の立案、及び事業費用の概算

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業候補の概略計画を複数立案し、それらの概略計画と事業費用の概算を行う。

#### (6) 協力対象事業候補に関する比較検討

複数の計画案について、以下の観点を踏まえて、フィージビリティを比較検討し、分析の上、各計画案の優先性、実施に当たっての留意点等を含む提言事項の整理を行う。

- ア) 概略の計画、仕様
- イ) 工期
- ウ) 事業費（総事業費及び内訳）、経済性
- エ) 環境社会影響
- オ) 裨益効果
- カ) 用地取得、アクセス道路確保の実現性・コスト
- キ) その他

#### (7) 協力対象事業候補に関する電源別代替案比較

太陽光発電などの再生可能エネルギーほかの電源別のフィージビリティを比較検討し、分析の上、各計画案の優先性、実施に当たっての留意点等を含む提言事項の整理を行う。

- ア) 概略の計画、仕様
- イ) 工期
- ウ) 事業費（総事業費及び内訳）、経済性
- エ) 環境社会影響
- オ) 裨益効果
- カ) 用地取得、アクセス道路確保の実現性・コスト
- キ) その他

#### (8) 環境社会配慮

協力対象候補事業案を実施する場合を想定した環境社会配慮調査を実施する。同調査については、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「ガイドライン」）に沿って、次の事項について調査する。なお、調査のレベルは IEE レベルとする。

##### 1) 環境社会配慮制度・組織の確認

- ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）
- イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

- 2) 協力対象事業候補案の環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認、各候補サイトにおける現地ステークホルダーの特定
- 3) 上記状況確認等に基づく予備的スコーピング案の作成
- 4) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討

#### (9) 相手国側負担事項の概要

協力対象候補事業を実施する場合のバヌアツ政府側の負担事項（用地確保、アクセスロードほか各種建設許可の取得等）と予算規模、並びに資金協力における免税／還付措置にかかる責任機関と基本的な手続きについて確認する。

#### (10) 他ドナーの活動の情報収集

各ドナーの現地事務所、先方政府へのヒアリングや既存資料等より情報を収集し、整理を行う。特に当事業と重複や関連が起り得る事業については、綿密に調査を行い、我が国協力候補案件の妥当性への影響や留意点を確認する。

## 7. 成果品等

### 7.1 調査報告書

#### 1) インセプションレポート

記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画

提出時期： 2016年11月下旬

提出部数： 和文・英文5部

#### 2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： TOR事項全項目

提出時期： 2017年2月下旬

提出部数： 和文5部・英文3部

#### 3) ファイナルレポート

記載事項： 全調査結果（収集した資料、データ及びそのリストを含む）

提出時期： 2017年3月下旬

提出部数： 和文・英文5部

### 7.2 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2016年11月中旬に開始し、11月下旬までにインセプションレポートを作成する。2016年11月下旬を目途に現地調査を開始し、2017年2月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出する。JICAのコメントを踏まえた修正等を行った上で、2017年3月下旬にファイナルレポートを作成し、これをJICA本部に提出する。なお、12月中旬から下旬時期は、先方機関が年末休暇により対応が困難になるため同期間の渡航は避け、複数回の渡航を想定する。具体的な調査行程はプロポーザルで提案すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

合計 全体：約10M/M（国内4M/M、現地6M/M）を目途とするが、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括/電力開発計画（評価対象予定者）2号
- ② 水力土木（評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず）3号
- ③ 水力発電設備
- ④ 環境社会配慮

#### 3. フィジー事務所への報告

現地調査期間中、JICAフィジー事務所に、調査について報告の機会を設けること。

#### 4. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。更に、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 6. 配布資料

以下について、紙面にて配布します。

- ・ Energy Access Project -1 Draft Final Report Volume 3 - Feasibility Study of Sarakata-1 Extension Project ADB, 2014 August

## 7. 参考資料

以下を参考資料とします。

- ・ 「バヌアツ国サラカタ川水力発電所改善計画基本設計調査報告書 (2007)」

[http://libopac.jica.go.jp/images/report/11842168\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/11842168_01.pdf)

及び [http://libopac.jica.go.jp/images/report/11842168\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/11842168_02.pdf)

- ・ 「ヴァヌアツ共和国サント島サラカタ水力発電所建設計画基本設計調査報告書(1991)」

[http://libopac.jica.go.jp/images/report/10969087\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/10969087_01.pdf)

及び [http://libopac.jica.go.jp/images/report/10969087\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/10969087_02.pdf)

- ・ 「大洋州地域 電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12246591.pdf>

- ・ 平成 23 年度案件別事後評価：パッケージ IV-5 (バヌアツ サラカタ川水力発電所改善計画パート) [http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_0702600\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0702600_4_f.pdf)

## 8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上